



平成27年5月12日

各 位

会 社 名 日本化学工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 義博
(コード番号 4092 東証1部)
問 合 せ 先 総務人事部長 畑 和憲
(TEL 03-3636-8111)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の第157期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することおよび同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の新体制および代表取締役の異動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確に応える体制の構築を目指します。

(2) 移行の時期

平成27年6月25日に開催を予定している当社第157期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。

また、インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月25日

定款変更の効力発生予定日 平成27年6月25日

以上

(別紙) 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第4条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法</u> により行う。	第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告</u> により行う。
(新設)	<u>2. やむを得ない事由により、電子公告によること</u> <u>ができない場合は、日本経済新聞に掲載する</u> <u>方法により行う。</u>
第2章 株式	第2章 株式
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる	第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
第7条～第8条 (条文省略)	第7条～第8条 (現行どおり)
(单元未満株式の権利制限)	(单元未満株式の権利制限)
第9条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法189条2項各号に掲げる権利	(1) 会社法 <u>第</u> 189条 <u>第</u> 2項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利	(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを	(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを

<p>受ける権利</p> <p>(4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</p> <p>第 10 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 19 条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、8 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会であらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。当該代表取締役</p>	<p>受ける権利</p> <p>(4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</p> <p>第 10 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 19 条 当社は、<u>取締役会</u>を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の <u>監査等委員でない</u> 取締役は、8 名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会であらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。当該代表取締役</p>
--	--

に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が召集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 7 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 26 条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新 設)

第 28 条 (条文省略)

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 7 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 26 条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 29 条 (現行どおり)

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 (条文省略)

(新 設)

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 32 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 33 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

第 35 条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 第 1 項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。

(監査役の任期)

第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任

第 32 条 (現行どおり)

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

<p><u>した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 38 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 7 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 41 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</u></p>	
<p><u>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契</u></p>	

約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 44 条 当社は会計監査人を置く

第 45 条～第 46 条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第 47 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 33 条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 7 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当社は、会計監査人を置く。

第 39 条～第 40 条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 48 条～第 49 条 （条文省略）

第 8 章 決算

第 50 条～第 53 条 （条文省略）

附則

（新 設）

（新 設）

第 42 条～第 43 条 （現行どおり）

第 8 章 計算

第 44 条～第 47 条 （現行どおり）

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第 1 条 当社は、第 157 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条 第 157 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 43 条第 2 項の定めるところによる。

以上